

【別紙 1】

令和 4 年度三重県中大規模木造建築設計セミナー業務委託 企画提案コンペ参加仕様書

1 目的

公共建築物や民間商業施設などの非住宅建築物の木造・木質化を推進し、木材の需要拡大につなげるためには、中大規模建築物の木造設計や県産材の流通、調達に精通する建築士等を増やす必要があります。

このため、県内の建築士等及び県、市町の公共施設の整備に関わる職員を対象に、中大規模の木造建築に必要な知識・技術を習得するための「令和 4 年度三重県中大規模木造建築設計セミナー」を実施し、木材の特性を生かした非住宅の木造建築の設計、提案等ができる技術者の育成を目指します。

また、建築士等と、林業・木材産業事業者が情報共有する機会を設け、川上から川下までのネットワークを形成することで、木材の流通状況等に応じた木造設計を行うことのできる体制の構築を目指します。

2 業務内容

(1) 委託業務名

令和 4 年度三重県中大規模木造建築設計セミナー業務委託

(2) 委託期間

契約の日から令和 5 年 3 月 20 日（月）まで

(3) 仕様

別紙業務仕様書のとおり

3 契約上限額

4, 0 0 0, 7 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む）

4 参加条件

次に掲げる条件を全て満たした者とする。

(1) 参加者資格

- ・当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

(2) 最優秀提案者資格

- ・三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- ・三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ・三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

5 参加資格確認申請書の提出

- (1) 本事業を受託しようとする者は、企画提案書の提出に先立ち、「企画提案コンペ参加資格確認申請書」(第1号様式)を作成のうえ、1部提出すること。
- (2) 提出期限等
企画提案コンペ参加資格確認申請書は、持参、郵送、電子メールのいずれかで提出すること(FA Xによる提出は受け付けないこととする。)
提出期限は、令和4年5月18日(水)15時必着とする。
郵送の場合は、電話にて提出先に到着を確認すること。
- (3) 提出先及び参加資格結果通知
「17 連絡先」に提出してください。
《参加資格確認結果通知》
令和4年5月20日(金)15時までに通知します。

6 企画提案コンペの実施方法

三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を「令和4年度三重県中大規模木造建築設計セミナー業務委託企画提案コンペ選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において書類審査のうえ、最優秀提案を選定し、その提案を提出した者と委託契約を締結する。
企画提案コンペの審査基準は以下のとおり。

- (1) 的確性
委託業務の目的を的確に理解し、効果的な講座運営計画となっているか。
- (2) 専門性(比重配点×2)
提案内容は、専門的な見地からなされたものとなっているか、過去に類似の業務を行った経験を有しているか。
- (3) 実行性
実施スケジュールが具体的であり、計画を確実に実行できる提案となっているか。
- (4) 経済性
見積限度額内でより効果的な経費運用がなされているか。また、見積額及び積算内訳は適当か。

7 提出を求める企画提案資料の内容

- (1) 企画提案書 8部
原則A4版、両面長辺綴じ印刷、文字サイズ12ポイント以上。
表紙を含め20ページ以内(長辺側を綴じてください)。
企画提案書には、以下の内容について、できる限り具体的に記載してください。
 - ア 実施方針
講座の特色や、講座全体のコンセプト等を提案してください。
 - イ 講座内容
講座のカリキュラム及び講師を提案してください。

ウ 業務スケジュール

業務行程等のスケジュールを提案してください。

エ 類似事業の実績

同様の事業についての実績の有無及びその内容について記載してください。

オ その他

- ・新型コロナウイルス感染防止対策に向けた対応方法について記載してください。
- ・他者に対して優位であると思われる点等、その他追記事項があれば記載してください。

(2) 経費見積書 8部 (コピー可。ただし原本1部要)

記載様式は任意としますが、積算の内訳は大きく分類して一式とするだけでなく、費用の内訳を可能な限り詳細に記載してください。

なお、委託料の対象となる経費は以下のとおりとし、講師の謝金及び旅費、会場費、講座中の移動に要する費用は、委託者が支払うものとする。

【対象経費】

- ・受託者人件費、旅費

※本委託業務に従事した業務量に応じた費用で、その内訳が事後確認できること。

- ・講座調整活動経費
- ・募集チラシ製作・印刷費
- ・講座テキスト等、配付資料印刷費
- ・事業実施に係る機械・機器のレンタル料、リース料、通信、運搬費、消耗品費
- ・その他、委託者が認める経費

(3) 提案事業者の概要書 8部

提案事業者の組織概要(名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数等)、組織体制(主な企業等を含む)、沿革等を簡潔に記載したもの。

(4) 企画提案書の提出期限

企画提案書の提出期限は、令和4年5月23日(月)15時まで(提出先：三重県農林水産部森林・林業経営課)とする。メール可。郵送の場合は必着のこと。

8 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付期限

令和4年5月12日(木)15時まで(必着)

(2) 質問の提出

文書(様式自由、ただし規格はA4版)にて行うものとし、FAX又は電子メールで受け付けます。送信後は、電話にて着信の確認を行ってください。

なお、質問文書には、組織名その他、担当窓口の部課名、氏名、電話番号及びFAX番号、電子メールアドレスを明記してください。

(3) 質問の内容

質問は、原則として、当該委託業務にかかる条件や応募手続き等の事項に限るものとし、企画内容に関する照会にはお答えできませんので、ご了承ください。

(4) 質問に対する回答

受けた質問及びその回答については、令和4年5月16日(月)15時まで、県ホームページに掲載します。

9 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)(有料)」(所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前まで発行したもの)の写し(提示可)
- (2) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの(無料))の写し(提示可)
- (3) 過去3年の間に今回の契約と同規模程度(又は同規模以上)の契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書(第3号様式)
- (4) 三重県物件等電子調達システム利用登録をしていない事業者又は共通債権者(物件契約)登録をしていない事業者にあつては、「三重県財務会計システム共通債権者(物件契約)登録申出書」(第4号様式)

※(1)(2)にあつては、新型コロナウイルスの影響により税務署等の関係機関に納税(徴収)猶予制度を受けるために申請したことで、締切日時までに納税証明書等の提出(提示可)が出来ない場合は、「申立書」(第5号様式)を提出(FAX又はメール可)してください。

10 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、三重県農林水産部 森林・林業経営課において示します。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。なお、契約金額は入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。(契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。)
- (4) 契約は、三重県農林水産部森林・林業経営課において行います。

11 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

12 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

契約条項の定めるところによります。

13 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

14 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」(以下、「暴排要綱」という。)第3条又は第4条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

15 不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
- ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

16 その他

- ・ 企画提案に要する費用は、各提案者の負担とします。
- ・ 契約にあたり、原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではありません。
- ・ 成果物の著作権は三重県に帰属するものとします。
- ・ 委託契約の支払いについては、委託業務が完了し、三重県の検査後に支払うものとします。

- ・委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、三重県個人情報保護条例第68条、第69条及び第72条に罰則があるので留意すること。

17 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部 森林・林業経営課 木材利用推進班 西

電話：059-224-2565 FAX：059-224-2070

E-mail：shinrin@pref.mie.lg.jp